特集「個々の事情に応じた支援につなげるために」

現在の我が国の犯罪被害者等支援の枠組みにおいては、あらゆる取組・制度等を活用して、犯罪被害者等の被害回復・軽減が図られることが予定されているところ、特に、犯罪被害者等のためのものとして特化していない取組・制度等については、被害後の混乱状況にある犯罪被害者等自身はもちろん、支援者や当該取組・制度等の担い手においても、犯罪被害者等のための施策でもあるということについて、必ずしも認識が広まっておらず、ひいては、適切な支援・助言に犯罪被害者等がつながることができず、被害の回復・軽減が遅れる状況が見受けられる。

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161

下記は、第1章で紹介する相談先について、整理したものである。

節	項目	相談内容 相談先	相談先 整理番号	関係する 施策番号
		地方公共団体の総合的対応窓口	1	141 • 142
		都道府県警察の被害相談窓口	2	155 • 182
		犯罪被害者等早期援助団体等	3	資料10
		日本司法支援センター地方事務所(全		
	一般的な 窓口	国各都道府県50か所)・一般ダイヤル		
		(0570-078374「おなやみなし」)・犯罪被	4	181
		害者支援ダイヤル(0570-079714「なく		
		<u>ことないよ」)</u> みんなの人権110番(0570-003-110)・イ		
		みんなの人権 10番(05/0-003-110)・1 ンターネット人権相談受付窓口	5	164
		子どもに関するあらゆる相談		
		全国共通ダイヤル(0570-064-000)・児	6	24.58.66
		童相談所		
		犯罪被害に遭った少年に関する相談	_	
		都道府県警察の少年相談窓口	7	158
		人権侵害を受けた子どもに関する相		
	児童・子ど もの被害	談	8	
		専用相談電話「子どもの人権110番」		164
問題		(0120-007-110)・インターネット人権		
解決の		相談受付窓口		
起点		スクールカウンセラー等による相談	9	61·62· 165·166
		学校·教育委員会·教育相談所·教育センター		
		保育所への入所等に関する相談	10	
		市区町村保育所担当課		
	性犯罪等による女性の被害	性犯罪被害に関する相談	11	177
		都道府県警察「性犯罪被害相談電話」	11	177
		ストーカー・配偶者からの暴力に関す		
		る相談	12	23.80.
		最寄りの警察署・都道府県警察本部・		159
		配偶者暴力相談支援センター・婦人相 談所・福祉事務所		
		女性からの人権に関する相談		
		専用相談電話「女性の人権ホットライ		
		ン (0570-070-810)・インターネット人	13	164
		権相談受付窓口		
		女性のための相談		
		都道府県・市区町村の男女共同参画担	14	143
		当課		

※青字は、設置主体が国又は地方公共団体に限られない機関・団体等

号。以下「基本法」という。)においても,「犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため,犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ,必要な情報の提供及び助言を行い,犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する」といった,被害者等を適切な支援につなげるための施策自体を「犯罪被害者等のための施策」の一つとして位置付けているところであり(基本法第11条),本特集では,犯罪被害者等がより円滑に様々な課題に対応することができるよう,犯罪被害者等にとっての相談先として主なものを紹介することとした。

節	項目	相談内容	相談先	関係する
即	- 現日	相談先	整理番号	施策番号
問題の起点	虐待等によ る高齢者の 被害	高齢者虐待等に関する相談 市区町村高齢者福祉担当課・地域包括 支援センター	15	178
	交通犯罪被害者	交通事故に関する相談 交通事故相談所	16	157
		交通事故の民事紛争に関する法律相談 公益財団法人日弁連交通事故相談セ ンター	17	8
		保険会社・共済組合との紛争に関する 相談 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処 理機構	18	6
		政府保障事業の受付 損害保険会社(組合)の全国各支店等 の窓口	19	9
		療護施設の問合せ等に関する相談 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA[ナスバ])・交通事故被害者 ホットライン(0570-000738)	20	42
		公共交通事故被害に関する相談 国土交通省公共交通事故被害者支援室	21	
	暴力団による被害	暴力団による被害に関する相談 都道府県警察の被害相談窓口・都道府 県暴力追放運動推進センター	22	11
	海外におけ る犯罪被害	海外における被害に関する相談 在外公館、最寄りの警察署・都道府県 警察の被害相談窓口	23	190
安全に関する不安	再被害防止	パトロールの強化等に関する相談 住所地を管轄する警察署	24	
		釈放予定に関する情報 事件を担当する検察官	25	70•72
	被害者等の情報の保護	住民基本台帳の閲覧等の制限 市区町村の住民基本台帳担当課	26	
		取材対応に関する相談 事件を担当する警察署, 日本司法支 援センター地方事務所・サポートダイ ヤル・犯罪被害者支援ダイヤル	27	

節	項目	相談内容 相談先	相談先 整理番号	関係する施策番号
		公判における情報保護に関する相談	28	73
	被害者等の	事件を担当する検察官 インターネット上での人権侵害に関	20	10
安関不全にるのの見の問題のの見るのの見るのの見るのの見るのの見るのの見るのの見るのの見るのの見るのの見		1ンダーイット上での人権侵害に関 する相談	00	
		みんなの人権110番・インターネット	29	
	情報の保護	人権相談受付窓口 メディア上での人権侵害に関する相		
		談		
		放送倫理·番組向上機構(BPO)·一般 社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボッ	30	
		クス		
	医療機関に関する情報	診療科目、提供する医療の内容等に		
		関する情報 医療情報ネット(医療法に基づく医療	31	36
		機能情報提供制度)		
	保健	身体的・精神的な健康に関しての不安・不調についての相談		
	サービス	保健所・市町村保健センター又は市区	32	47
心身の	一般	町村の地域保健対策担当課・女性健康 支援センター		
	高次脳機能	高次脳機能障害に関する相談		40
	障害	高次脳機能障害支援拠点機関	33	43
		心のケアについての相談	34	176
	201-	精神保健福祉センター 犯罪被害後のカウンセリングに関す		
	心のケア	る相談	35	46
		都道府県警察の被害相談窓口・事件を 担当する警察署	00	70
		一般的な相談		
	社会福祉	福祉事務所・町村の社会福祉担当課	36	
	一般	民生委員・児童委員に関する相談	37	
		市区町村の民生委員·児童委員担当課 障害者福祉に関する相談		
	障害者福祉	市区町村の障害福祉担当課	38	
		就職先に関する相談	39	28
	雇用に 関する問題	公共職業安定所 職場でのトラブルに関する相談		
		総合労働相談コーナー	40	33
		公営住宅への入居に関する相談	41	20.27
	住居に	都道府県・市区町村の住宅担当課 犯罪被害直後の一時的な避難に関す	42	資料9-5
	関する問題	る相談		26
		事件を担当する警察署		
	経済的な問題	弁護士費用に関する相談 日本司法支援センター地方事務所・犯	43	1
		罪被害者支援ダイヤル		
	加害者からの損害回復に関する支援	損害賠償命令制度・刑事和解制度等の 手続に関する相談		
		事件を担当する裁判所・事件を担当す	44	4.5
		る検察官・検察庁の被害者ホットライン		
井江		損害賠償請求等に関する法律相談 各都道府県弁護士会犯罪被害者法律	45	
		相談窓口	ļ	
	vomitte	犯罪被害給付制度に関する相談	46	10
		都道府県警察の被害相談窓口・最寄り の警察署	46	12
		犯罪被害者等に対する見舞金や貸付		15
		金に関する相談 地方公共団体の総合的対応窓口	47	資料9-4
	犯罪被害 者等に対	生活福祉資金貸付制度に関する相談	40	
		市町村社会福祉協議会	48	
		児童扶養手当・母子寡婦福祉資金貸付 金に関する相談	49	
		市区町村の子ども・子育て支援担当課	43	
		奨学金に関する相談		
		公益財団法人犯罪被害救援基金·公益 財団法人日本財団	50	
	医療費の 負担軽減	保険診療に関する相談	E4	10
		地方厚生(支)局	51	19
		高額な医療費に関する相談 市区町村の国民健康保険担当課,子		
		ども・子育て支援担当課,健康保険組	52	
		合,協会けんぽ支部 駆刍選兵専用 診断事作成费用等に		
		緊急避妊費用,診断書作成費用等に 関する相談		
		事件を担当する警察署・事件を担当す	53	17
		る海上保安部署		

節	項目	相談内容 相談先	相談先 整理番号	関係する 施策番号
生活上の問題	医療費の 負担軽減	医療費控除, 寡婦(寡夫)控除に関す る相談	54	301112
		所轄税務署		
	保険に関する相談	保険金等の支払に関する相談 金融庁金融サービス利用者相談室	55	7
	手続への	一般的な相談		
	関与 制度・ 諸手続に つい明	都道府県警察の被害相談窓口・事件を 担当する警察署、最寄りの検察庁の 被害者ホットライン・事件を担当する 検察官、最寄りの日本司法支援セン ター地方事務所・犯罪被害者支援ゼン ヤル、最寄りの保護観察所(被害者専 用番号)、事件を担当する裁判所	56	117·120 162·170 185
	被害・告 訴の届出	被害・告訴の届出に関する相談 警察署・最寄りの海上保安部署・最寄 りの検察庁の被害者ホットライン	57	
	加害者の 捜査・公判 状況等に	捜査状況等に関する相談 都道府県警察の事件担当捜査員・海上 保安部署の事件担当捜査員	58	121
	関する情報	公判状況等に関する相談 事件を担当する検察官・最寄りの検察 庁の被害者ホットライン	59	72
	訴訟記録 の閲覧・ 謄写	訴訟記録の閲覧・謄写の申出先 事件を担当する裁判所・同種余罪の事 件を担当する検察官	60	108
	不起訴記録の開示	不起訴記録の開示に関する相談 記録を保存する検察官・事件を担当す る検察官	61	72•108· 125
	刑事手続への参加	被害者参加制度に関する相談 事件を担当する検察官	62	106
	少年審判 における 被害者配 慮制度	少年審判における被害者配慮制度の 案内 事件担当又は最寄りの家庭裁判所	63	114-115
加のにする間間	判保定者 有確加保を加の況する。 対の・分た年状関報	加害者・加害少年の処遇状況等に関する相談 事件を担当する検察官・少年鑑別所・保護観察所	64	72
	受刑者と の面会・ 信書の 発受	受刑者との面会等に関する相談 受刑者が収容されている刑務所・受刑 者が収容されている少年刑務所・事件 担当検察官・最寄りの検察庁の被害者 ホットライン		131
	保護観察中の加害者への	心情等伝達制度に関する相談 住所地の都道府県にある保護観察所	66	135
	心情等の伝達			
	加害者の仮釈放・	意見等聴取制度に関する相談 仮釈放・仮退院の審理を行っている地	-	
	仮退院に ついての 意見等	方更生保護委員会,住所地の都道府 県にある保護観察所	67	138
	刑事手続に 付随する経 済的負担の	被害者参加人のための旅費等支給制度に関する相談 事件を担当する検察官・日本司法支援センター地方事務所・犯罪被害者支援ダイヤル・事件を担当する裁判所	68	106
	軽減	国選被害者参加弁護士の選定に関する相談 日本司法支援センター地方事務所・犯 罪被害者支援ダイヤル	69	107

第1節 問題解決の起点

犯罪被害者等が関与する手続や、支援のための枠組みは様々であり、利用できるかもしれない制度等についての詳細は、それら制度等を所管する部局や機関等が明らかなときは、直接問い合わせることにより、判明する(第2節から第5節において後述)。しかし、思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、自分がどのような状態にあり、何をどの

ように相談してよいか分からない, あるいは, 当該地域での相談窓口が分からない, ということも少なくない。

ここでは、犯罪被害の種類等を問わず、まずは個々の犯罪被害者等の相談に応じ、その 直面している課題を整理し、適切な支援につ なげるための起点となる主な相談先を紹介す る。

1 一般的な窓口

地方公共団体

【相談先整理番号1】

犯罪被害者等からの一次的な相談窓口として, 関係部局の所管する各種支援制度や申請補助に関する相談・問合せのほか, 関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しに関する

相談・問合せにも応じている (P79 【施策番号141】, P82 【施策番号142】参照)。

・地方公共団体の総合的対応窓口
(http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/madoguchi.html)
(http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/bukyoku/bukyoku.html)

コラム1

支援の現場から①(平成25年度中における地方公共団体職員 の犯罪被害者等支援取組例の紹介)

A市では、殺人被害者の遺族に対する支援を行っている。

事件は、夫が妻を殺害した夫婦間の殺人事件で、同夫婦の子供は、事件後、児童相談所に入所していた。子供については、別の市に住む祖母が引き取ることとなった。

祖母から、総合的対応窓口に対して、転入に伴う相談があった。

同窓口では、犯罪被害者支援センターに情報提供したほか、庁内の住民票、国民健康保険、 児童手当等を所管する課とケース会議を開催し、情報共有を図った。

また、同窓口職員が、祖母に付き添い、転入届、転校手続、国保加入手続、児童手当申請の ほか、医療費助成等の諸手続を行ったほか、関係機関の行う支援について情報提供を行った。

○ 都道府県警察

【相談先整理番号2】

犯罪被害者からの様々な相談や、被害者本人からだけでなく、家族や友人からの相談のほか、警察だけでは対応できないことについての専門の機関等の紹介を行っている。また、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援などの機会や民間被害者支援団体を通じ

て,犯罪被害者等に自助グループを紹介している (P85【施策番号155】, P93【施策番号182】参照)。

・都道府県警察の被害相談窓口 (http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/ prf/index.htm)